

四日市市告示第209号

四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者の登録等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年 4月 1日

四日市市長 森 智 広

四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者の登録等に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者の登録等に関する要綱の一部を改正する要綱（平成27年四日市市告示第272号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(登録の有効期限) 第7条 (略) 第5条の規定による登録の有効期限は、 <u>平成33年3月31日までとする。</u>	(登録の有効期限) 第7条 (略) 第5条の規定による登録の有効期限は、 <u>当該登録を受けた日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。</u>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(環境部環境保全課)